

令和 5 年度

第 2 回 大垣市公営企業等審議会議事録

(令和 5 年 7 月 24 日)

令和5年度第2回大垣市公営企業等審議会を、令和5年7月24日（月）市役所8階大会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題
- ・水道事業の経営状況について
 - ・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

谷江 幸雄	中山 健一郎	川口 秀敏	島田 貴士
杉田 邦隆	豊田 和代	三輪 正直	田中 慎也
田中 藤雄	豊田 充子	松口 小夜子	加藤 耕司
佐合 幸美			

欠席委員

川島 民子	和田 雅
-------	------

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	河瀬 良康
企画経営課長	富田 孝道
水道課長	北村 泰之
下水道課長	北村 好章
浄化センター所長	田中 明
企画経営課主幹	森 憲司
企画経営課主幹	岩田 正人
企画経営課主幹	三輪 佳孝
企画経営課主幹	田中 融一
水道課主幹	伊藤 直之
下水道課主幹	富山 知一
下水道課主幹	高瀬 雅広
浄化センター主幹	林 明彦
企画経営課	服部 賢太郎
企画経営課	小藪 陽平

(開始時刻 午後 1 時 30 分)

令和5年度第2回公営企業等審議会議事録

事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第2回大垣市公営企業等審議会を開催させていただきます。

はじめに、事務局を代表いたしまして、河瀬水道部長より挨拶を申し上げます。

事務局 皆様改めまして、こんにちは。水道部長の河瀬でございます。

暑い日が続く中、令和5年度第2回大垣市公営企業等審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

前回の審議会におきましては、膨大な資料を基に、事務局からの説明に時間を要しまして、十分にご議論していただく時間がございませんでした。

本日の審議会におきましては、前回の説明に対する意見や質問等をしていただき、慎重な審議をお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 それでは、開会にあたりまして、谷江会長よりご挨拶いただきます。

会長 皆様、こんにちは。

本日、第2回目の審議会ということですが。前回は、今、河瀬部長さんからありましたように膨大な資料に基づく事務局からの説明がメインでございましたので、本日は、それらに対する質疑と審議がメインになろうかと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は谷江会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長 それでは、審議に入ります前に、事務局から報告事項がございましたら、お願いいたします。

事務局 出席状況でございますが、本日、15名中13名の方にご出席いただいております。大垣市公営企業等審議会設置条例第6条第2項の規定の過半数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会でございますが、前回と同様に公開という形で進めさせていただきます。本日の会議録につきましても、市役所3階の市政情報コーナーでの閲覧及びホームページへの掲載を予定いたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

では、前回同様、会議録作成につきまして、署名者2名が必要となりますので、会長からご指名をお願いいたします。

会長 では、本日の会議録の署名者として、田中藤雄委員さん、豊田充子委員さん、よろしくをお願いいたします。

 それでは、審議の方に入りたいと思います。

 まず、私の方からここまでの流れを確認させていただきます。

 前回の審議会は、7月7日の金曜日に開催いたしまして、事務局より、大垣市の上下水道事業について、事業概要や、経営戦略改定案による経営見通しなどについて、説明を受けました。

 その中で、水道事業は、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や物価高騰に伴う経費増はあるものの、現在の料金水準のまま引き続き安定した経営を維持できる継続できる見込みであること。

 他方、簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業は、かなり厳しい経営環境にあり、一般会計からの赤字補てんがあり、それを解消あるいは削減する方策として、使用料の改定が必要であるとのことでした。

 各事業の使用料の改定回数や改定率を含め、ここまでは、現行の経営戦略から大きな変更はないようですが、使用料の改定期間に関しては、昨今の物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑みて、当分の間延期することとしています。

 ただし、経営戦略の計画期間内に経営の基本方針に掲げる目標を達成するためには、令和11年度までに予定している使用料改定を実施することが必要であり、延期したとしても、令和8年4月に2回目、その3年後の令和11年4月に3回目の使用料改定を実施することとなるため、その時点での社会・経済情勢次第ではありますが、ひとまず、今回示された経営戦略改定案においては、その旨を反映していると説明を受けました。

 なお、本審議会が市長さんから諮問を受けましたのは、今回示された各事業の経営戦略改定案について、それぞれの事業が現在置かれている状況を踏まえ、安定した経営維持に資する経営の基本計画として妥当かどうか、これを審議するこ

とでございます。

以上が、前回までの流れとなりますが、このほかに、事務局から補足することなどがありましたら、お願いできますでしょうか。

事務局 はい。

本日の資料としまして、前回の議事録もお手元に併せてお配りしておりますので、こちらにつきましては、後ほどご確認いただきたいと思います。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

では、これまでの内容について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

委員 料金について、ちょっとお聞きしたいと思います。

昨年の中頃からですね、水道料金というのが安くなりました。これは物価の上昇による市民の方の負担を減らすということで、基本料金が安くなったと記憶しておりますけれども、これが今年の4月になりまして元に戻ったような。

4月から上がった金額なんですけれども、これは今までの基本料金のアップは入っていないと私は思っているんですけれども、それを確認する意味で元に戻っただけなのかということをお聞きしたいと思います。

事務局 結論から申し上げますと令和5年4月の改定は実施しておりません。ですので、既に改定を少なくとも3か月延期している状況です。

ちなみに、4月以降、基本料金の免除が終わりましたので負担が増加した、とお感じになるのは無理もないことだと思います。ただ、このタイミングで使用料を改定いたしますと、更に負担をお願いする、ということになりますので、予定してありました令和5年4月の改定は、延期しているということでございます。

今回の使用料改定延期の判断は、この件も一因になっています。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 料金というのは物価上昇の率も考えて上げているとは思いますが、仮に税金が上がってきた場合はどういうふうに考えているのかお聞きしたいです。

事務局 企画経営課下水道経理グループの岩田と申します。

それでは、ただ今のご質問につきましては、私の方から回答させていただきます。

上・下水道事業などの地方公営企業は、民間の株式会社などと異なり、法人税や固定資産税などの納税義務がございませんので、消費税及び地方消費税のみ申告納付すべき税金として定められております。

消費税及び地方消費税は、最終的な消費者が負担する間接税となりますので、事業者である当方としては、受け取った消費税と支払った消費税を差引してその差額を納付する、あるいは還付を受けるのみで、基本的に得も損もいたしませんので、消費税の税率変更、いわゆる増税自体が上・下水道事業の経営に与える影響は、ほとんどございません。

恐れ入りますが、資料No.2-1の水道事業の資料、こちらの6ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

こちらに、参考資料として現行の水道料金表を添付しておりますが、例えば、口径20mmをご使用の一般の利用者の方には、基本料金は、2行目になりますが、1か月あたり900円、従量料金は1㎡あたり90円を頂いております。

なお、表の右上にも表示させていただいておりますように、こちらは消費税抜き金額となりますので、実際に請求させていただく際には、こちらに現行の消費税税率である10%を上乗せし、その上乗せした10%分は、当方が事業者として支払った消費税、例えば電気料金や工事費などでございますが、こちらと相殺したうえで、税務署に納付する、あるいは還付を受けており、最終的に残るのは、ここに表示されております消費税抜きの本体部分のみとなります。

従いまして、消費税の税率変更、例えば10%が12%になるなど、でございますが、そういったことがありましても、納付額や還付額が増えるだけで、当方の手元に残るのは、どこまで行っても、ここに表示されております消費税抜きの本体部分のみとなります。

以上のことから、消費税の税率変更、いわゆる増税があつたとしても、上・下水道事業の経営に与える影響はほとんどない、ということになります。

以上でございます。

委員 わかりました。税金は値上がりに対して関係ないということで理解しておけばよいですね。

委員 料金の値上げの件ですが、値上げで収益を賄うというのはわかるんですが、そのいろんな努力もしていらっしゃると思うんですが、その辺についてお聞きかせいただければありがたいです。

事務局 こちらにつきましては、各課長さんからそれぞれ答えていただきますのでよろしくお願ひします。最初に、私から答えさせていただきます。

主な取り組みといたしましては、水道事業において、平成 22 年度から、窓口・検針・開閉栓・徴収・滞納整理業務等の料金関係業務全般を民間に委託し、人件費の削減を図っています。民間に委託することによって民間のノウハウがかなりありますのでこちらを活用しています。

また、水道事業以外の各事業は、料金関係業務全般を水道事業に委託し、スケールメリットを生かした経費節減を図っています。

事務局 次に、水道施設整備の経費縮減についてですが、水道事業、簡易水道事業ともに、老朽化した水道管路の更新については、重要度、老朽度による優先順位により更新計画を立て効率的に行っています。また、維持管理においても漏水調査を行い、漏水箇所の早期発見、早期修理に努めています。

水源地施設、浄水施設については、定期的な点検を行い、使用環境や、劣化状況を踏まえた更新基準を設定し、計画的に更新を行っているところであります。

また、簡易水道事業におきましては、合併前は 5 つの簡易水道と 2 つの飲料水供給施設であったのを 2 つの簡易水道に統合し、施設運営の効率化や、浄水場の保守管理等を地元の方に委嘱するなどして、経費節減に努めています。

水道施設は、以上となります。

事務局 下水道事業につきましては、下水道区域の拡張及び老朽施設の改築において、経費節減に努めています。

下水道区域の拡張においては、対象を下水道利用希望者のみに絞り、さらに 1

軒当りの下水管の整備延長に上限を設定する、といった整備条件を設けています。住民さんへは意向確認に手間をおかけしていますが、下水道の整備がより一層効率的・効果的になるよう努めています。

また、整備においては、従来より浅く埋設したり、マンホールを小型化することでコストを縮減しています。

老朽施設の改築においては、下水道事業を持続可能なものとするために策定したストックマネジメント計画に基づき、老朽化した設備を単純に更新するのではなく、劣化した部品のみを交換し設備を長持ちさせるなど、施設のライフサイクルコストの縮減に努めています。

事務局 浄化センター所長の田中でございます。私からは、もう1点、下水道事業につきまして、収入増の取り組みである消化ガス発電について紹介させていただきます。

大垣市浄化センターでは、平成29年度から汚泥の処理過程で発生する消化ガスを利用して、燃料電池による発電を行い、得られた電気を電力会社に売却して収入を得ております。

令和4年度の実績としましては、年間売電量が一般家庭約650世帯分相当の約230万キロワットで、収入金額が約9,700万円となっております。

また、こちらにつきましては、年間約1,200トンの二酸化炭素が削減されており、下水道資源を有効活用することで、SDGsの達成に向けた取り組みとなっております。

以上、経費縮減等のご説明になります。

委員 ありがとうございます。非常に様々な工夫をされていらっしゃるがよくわかりました。もう1点質問させてください。水道事業のことです。いただいた資料No.2-1の17ページの表を見ると、ピンク色の部分ですが、純利益については私が予想している以上に減っていますが、大丈夫なのでしょうか？

今後さらに厳しい経営状況が続いた時に何かお考えがあるのかを教えてください。

事務局 今回の水道事業経営戦略の改定において、当初計画からの大きな変更点というのは、電気料金の増加によるものが大きく影響しております。

資料No.2-1の17ページを見ていただきますと、損益計算書の水道事業費用のすぐ下に記載してあります動力費が電気料金となります。

令和4年度から大幅に増えており、電気料金の増加が当期純利益の減少に大きな影響を及ぼしています。

なお、現在の電気料金は、依然として高い状況にあり、今後の電気料金の動向がどうなるかわかりませんので、現時点での計画としては、現状の電気料金が継続するとして作成しております。

また、電気料金につきましては、可能な限り電力使用量を削減できるよう日々努力しております。

それ以外にも、物価の高騰により、工事資材などにも影響を受けておりますが、今後の水需要等の減少傾向と、施設の更新需要の増加傾向を考え、リスク分析に基づく現有施設の有効活用・延命化も検討し、経費削減に向けた計画の見直しを行っております。

今後の水道料金につきましては、保有する資産の老朽化に伴う更新と人口減少等に伴う料金収入の減少が深刻化してきますので、将来的には、料金改定を含めた検討が必要になることも考えられます。

委員 ありがとうございます。

会長 そのほかございませんか。

委員 上・下水道事業は、独立採算を求められているとのことですが、であるならば、先ほどご説明いただいた経費縮減を一生懸命やってみえるということなんですけれども、料金の改定をするしかないように思いますが、市の考えをお聞かせください。

事務局 委員のご指摘の通り、上下水道事業などの地方公営企業は、基本的に使用料金等による収入で事業運営していく独立採算が原則でございます。

経営努力を最大限やった以上は料金の値上げしかないという考え方をしております。一般会計からの赤字補てんの繰入をしている状況は、一刻も早くその状況を解消する必要があり、予定通り使用料改定するのが本意でございます。

しかしながら、本市の上下水道事業は「企業」である一方、「大垣市」という地方公共団体の一組織としての事業でもあります。そういった面で公共の福祉とい

った面に最大限配慮する必要があります。

なお、地方公営企業法にも、経営の基本原則として、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」といったくだりもございます。

つまり、今回の判断は、料金改定をして経済性を保つことより、市民生活に対する公共の福祉を優先したものとなっております。

また、本市では、昨年度、水道基本料金の10か月間の免除や、一定の子育て世帯に対し、お子様1人あたり5万円を支給してまいりました。

さらに本年度も、電気代や食費の増加が見込まれる夏休み期間に高校生以下のお子様1人あたり1万円の支給や、食材価格の高騰により値上げが必要な状況となっている学校給食費を据え置いているほか、物価高騰の影響を受けている民間の医療機関、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、民間保育所等に対し支援金を給付するなど、様々な施策により、生活者や事業者の皆様の物価高騰の負担軽減に努めているところでございます。

そうした中、上下水道の使用料は引き上げる、というのは、昨年からのこうした取り組みと相反するものとなります。

以上のことから、経済性の観点からは、使用料改定するべきところですが、昨今の物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、公共の福祉を優先し、使用料改定を当分の間延期することとしたものでございます。

ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員 市民の方の負担が少なくなるようにお願いします。

委員 水道部長さんが言われた、経済性より公共の福祉という点については共感できますし、市ならではだなというふうにも思います。

しかしながら、経済性より公共の福祉を優先したことによって、具体的にはどのような影響がありますか。

事務局 一般会計からの赤字補てんの繰入を必要としているので、少なからず、一般会計の財政を圧迫することとなります。

具体的には、赤字補てんの繰入額は、当初の予定どおり改定した場合に比べて、計画期間中の全事業の合計、令和5年度から11年度までの7年間で約7億3,000

万円増加します。

しかしながら、先ほど水道部長もご説明いたしましたように、昨今の物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、経済性より公共の福祉を優先し、使用料改定を当分の間延期することとしております。

委員 ありがとうございます。

委員 上石津の水道、下水道事業についてお伺いしたい。簡易水道の給水原価ですけれども、大垣・墨俣の水道事業と見比べてみたら、これ、上石津の方が2倍くらい高いですが、この要因を教えてください。

事務局 はい、1立方メートルの水を造るための費用を給水原価といいます。資料No.2-1の17ページをご覧ください。その給水原価は令和4年度の大垣・墨俣地域の水道事業が110.13円なのに対し、上石津地域の簡易水道事業は、資料No.3-1の15ページでは242.90円となっております。これは、水を供給するためのコストが倍以上かかっているということになります。

これには、大垣・墨俣地域の水道事業と上石津地域の簡易水道事業とでは、水源の違いによる浄水費用や配水管に要する費用に大きな違いがあることによります。

具体的には、上石津地域の簡易水道の水源は、浅井戸、伏流水、湧水、表流水ですが、そのため、地表水の影響を受けやすく、ろ過や紫外線処理を行う必要があります。原水を塩素滅菌するだけの大垣・墨俣地域の水道事業とは違い、簡易水道事業は浄水のためのコストがかかります。

また、配水管の必要延長も水道事業と比較すると、配水管延長を給水人口で割った一人当たりの配水管延長は、令和4年度で水道事業が5.7mなのに対し、簡易水道事業では10.9mと、倍くらい配水するためのコストもかかっています。

このような理由から、上石津地域の簡易水道の給水原価は大垣・墨俣地域の水道事業の2倍以上となっております。

委員 ありがとうございます。簡易水道のコストがかかることは理解できましたが、上石津の合併時の人口は6,000人でしたが、令和5年1月現在、ついに5,000人を切って4,944人となりました。今後も人口減少が続き、経営はますます苦しく

なることが予想されます。

例えば水道事業と統合することは将来的には考えられないのでしょうか。

事務局 確かに、水を供給する事業としては同じなのですが、先ほどのコストの話や地域特性、財政状況、将来見通しなど、あらゆる面において差があり、同じ事業とは言いがたく、簡単に統合を考えられる状況にはありません。少なくとも経営戦略の計画期間中は、別事業という形で進めていきたいと考えております。

なお、水道事業も人口減少や物価上昇の影響を受けておりますので、将来にわたり安定した経営維持ができることは確実ではありません。

そのような中、現状の簡易水道と統合した場合には、水道利用者が簡易水道利用者を支える構図は明らかであり、公平性に欠けてしまいます。

ちなみに、現在の簡易水道事業は、経理処理及び工事の設計等の業務は、企画経営課と水道課の水道事業会計の職員が行っています。小修繕や通常の維持管理業務は、上石津地域事務所の一般会計の職員が行っており、簡易水道事業には、人件費の計上はありません。

そういった点からも、合併していなければ、現在の料金水準では経営維持できなかったと思います。

委員 もう一点だけ、汚水処理原価と下水道事業の関係についてみていかないといけないと思うんですけども、資料No.5-1の19ページに、大垣・墨俣地域の負担増と同程度の改定とありますが、1回につき6%改定ですが、上石津の倍くらい違うということは元々のベースが倍くらい違う、という解釈でよろしいのでしょうか。これ、元々の使用料がこれほど違うのを教えていただけませんかでしょうか。

事務局 それでは、ただ今のご質問につきましては、私の方から回答させていただきます。

今回の使用料改定延期の件は別としてご説明いたします。地方公営企業は経済性を求められておりますので、その費用は、基本的にそれを利用しておられる皆様からいただく使用料で賄うのが原則となります。

そのため、事業ごとの使用の実態、つまり、先ほどの水道事業と簡易水道事業のお話と同様のものとなりますが、地域特性、処理コスト、財政状況、将来見通しなど、それらを総合的に考慮した合理的な使用料体系を設定する必要があります。

す。

それを踏まえた上で、令和4年度の汚水処理原価、こちらは、先ほどの、簡易水道という給水原価と同じもので、汚水を1 m³処理するために必要とする費用のことですが、大垣・墨俣地域の公共下水道事業が、資料No.4-1の23ページですが、令和4年度決算で155.46円です。対します上石津地域の下水道事業は、資料No.5-1の23ページで232.88円で、上石津地域は大垣・墨俣地域の約1.5倍と、水道・簡易水道と同様に、こちらも比較にならないレベルで高額となっております。こうなっている理由も水道・簡易水道事業と同様でございます。

大垣・墨俣地域の公共下水道事業も、上石津の下水道事業も、現状としては、先ほど申し上げたような合理的な使用料体系には至っておらず、だからこそ、どちらも使用料改定を必要としているのですが、こういった背景があり、上石津の下水道事業は、旧大垣市と合併する前のサービス開始当初から、大垣地域の公共下水道事業とは比較にならない、遥かに高額な使用料単価を設定している状況でございます。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

会長 私からも、ひとつ質問、と申しますか、要望をしてもよろしいですか。

大垣・墨俣地域の下水道事業、公共下水道事業でしたね。

こちらの、使用料150円というもの、これ、先日のご説明でも、150円というのが何回も出てきましたが、私の記憶では、この150円という水準が、この事業の経営改善のためのキーワードだったと記憶していますが、こちらについて詳しくご説明いただけますか。

例えば上石津の上・下水道の場合は、人口が急激に減少して、それによって収入も減少して、ますます赤字になるから使用料改定が必要だということで、これは私を含め、皆さんも、その建付けと申しますか、使用料改定の理由について、スーッと入ってきて、まあ理解はできると思うんです。

ただ、大垣・墨俣地域の下水道事業は、先日のご説明では、世帯が増加する影響で、収入はさほど減らないから、人口減少の影響はほとんどないとお伺いしたと思うのですが、では、この事業は、なぜ使用料改定が必要なのか、という点について、今回、初めて参加されている委員の方もおられますし、前回参加された

方も、4年前ということになりますから、その部分を、もう少し掘り下げてご説明いただくとありがたいと思います。

事務局　それでは、ただ今、会長よりご要望をいただきました、公共下水道事業の150円につきまして、私の方からご説明させていただきます。

会長が仰いました通り、公共下水道事業にとっての最大のキーワードは、この150円でございます。では、少々お時間を頂戴して、この件につきましてご説明させていただきたいと思いますが、かなり専門的なお話になりますので、できるだけ分かりやすくご説明するため、可能な限り資料を用いましてご説明いたします。

それではまず、恐れ入りますが、資料No.1の解説編、こちらの11ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらの下段の一番下に、下水道事業の使用料単価というものの解説がございます。この使用料単価は、下水道に流れ込んだ汚水、汚い水で、おすいですが、この汚水1 m^3 あたりについて、どれだけの収入を得ているか、つまり、汚水1 m^3 あたりについて、利用者の皆様にいくらの下水道使用料をいただいているのかを表しております。

さらにその下の段落ですが、「なお」からの文章です。国は、1 m^3 あたり150円、というのを適正な使用料水準として示しております。

これがキーワードの150円なのですが、この150円が実際にどういう影響を与えているのか、ここが少々難解でございますので、図を用いてご説明させていただきます。お手数ですが、今度は資料No.4-1の公共下水道事業の資料15ページをご覧くださいませでしょうか。

細かい制度の部分は省略させていただいて、掻い摘んでご説明申し上げますと、下水道は、水道と比較してインフラの整備にも施設の維持管理にも多額の費用が掛かります。そのため、汚水資本費、真ん中の支出の棒の紫の字で書かれている、減価償却費と企業債利息のことなのですが、こちらについては、条件付きで一般会計に負担をお願いできることを国が認めております。いわゆる基準内繰入金です。

なお、一般会計は、この基準内繰入金の一定割合を、国から地方交付税として

受け入れております。

ここで問題になるのが、その条件です。

先ほど解説編のところでご説明いたしました通り、国は、1 m³あたり 150 円というのを適正な使用料水準として示しております。収入の棒の下にある両矢印、中に「適正な使用料 150 円/m³」と書かれたものです。これが、仮に使用料単価を 150 円とした場合の収入のイメージです。この 1 m³あたり 150 円を利用者からいただいても、それでもなお不足する汚水資本費、支出の棒の紫の部分のうち、赤い点線が 2 本通っていますが、この右側の赤線よりも更に右側にはみ出た部分です。これが一般会計に負担をお願いしてもよいとされているものになります。

結果、一番下の両矢印の右側をご覧くださいと、青い部分、こちらは基準内繰入金となりますが、こちらの構成要素のひとつとなっております。

そのうえで、本市の実際の使用料単価はと申しますと、今度は 3 つ目の収入の棒の赤字で「現行の使用料収入」と書かれた部分ですが、令和 4 年度で 1 m³あたり 128 円ということで、適正な使用料水準 150 円に対し、22 円不足しております。その結果、2 本の赤い点線の間部分、使用料水準が 22 円不足したことによる差額が発生しております。その差額を補てんするために、一番下、両矢印の今度は左側、オレンジの部分の基準外繰入金と書かれているものが必要となります。これが、公共下水道事業の基準外繰入金、赤字補てんの正体です。

ですので、仰る通り何回も出てまいります、例えば次のページ、16 ページの 4 段落目の「ただし」からの文章です。中ほどに「国の定める適正な使用料単価である 150 円に向けた段階的な使用料改定の途上にあり」というものです。

この事業においては、この使用料単価 150 円を目指すというのを、経営戦略を策定した令和元年度のずっと以前から、目標にしている状況でございます。

ここからは資料はございませんので、お耳だけ拝借できればと存じます。

では、なぜ 150 円なのか、100 円とか 200 円とかではなく、150 円なのはなぜか、という点についてでございますが、国の総務省が、下水道使用料を 1 m³あたり 150 円、これは言い換えますと 1 か月 20 m³使用した場合の、150 円×20 m³で月額 3,000 円となりますが、この額に設定したのは、平成 16 年度のことです。

当時、下水道使用料を低く設定している市町村が多数あり、下水道使用料の全国平均が、当時、月額 2,767 円で、水道料金の月額 3,125 円や浄化槽使用料の月額 3,051 円に比べずいぶん低い状態となっていました。

これには、下水道を使ってもらいたい、利用促進などを目的に下水道使用料を低く設定したという背景がありますが、使用料が低い故に、汚水処理の費用を利用者負担で賄えていない団体が多いという状況を重く見た総務省は、こういった団体に対し、下水道使用料を水道料金や浄化槽使用料に近い月額 3,000 円程度に引き上げるよう求めたことによるものです。

なお、本市は今なお、この使用料が低い団体に該当している状況です。

これが、国が 150 円を適正な使用料単価として設定した背景ですが、国としては、基準内繰入金のある一定割合を地方交付税として交付しておりますので、使用料単価が適正以下の分まで交付税で面倒を見るつもりはない、との立場を取っておりまして、より端的に申しますと、徴収すべき使用料を徴収していない事業者の赤字は、使用料改定をする、それを利用者に理解してもらおうという経営努力を怠っているのだから、国が負担すべき赤字とは認めないよ、という趣旨でございます。

では、どの自治体も使用料単価を 150 円にする必要があるのか、ということが疑問として持ち上がって来ると思いますが、結論から申しますと、自治体ごとに汚水処理に要する費用は異なりますので、全ての団体が 150 円にしなければならない、ということはありません。

この件のご説明にあたりましては、再び資料を用いてご説明したいと思っておりますので、恐れ入りますが、もう一度資料No.1 の解説編、こちらの 11 ページをお開きいただけますでしょうか。

先ほどご覧いただきました下段の一番下の使用料単価の一つ上に、汚水処理原価というものの解説がございます。これは、汚水を 1 m³ 処理するために必要とする費用のことでございますが、これと使用料単価を比較するところからとなります。

まず、前提といたしまして、使用料単価も汚水処理原価も、低い水準であるに越したことはありません。ただし、使用料単価の解説の 2 行目あたりに記載されていますが、使用料単価が汚水処理原価を大きく下回っているような場合、つまり汚水 1 m³ を処理するための収入と支出を比較し、収入の方が少ない場合は、当然、これは実質的な赤字状態となりますので、使用料単価、つまり収入を上げるか、または、汚水処理原価、つまり支出を下げる、という取り組みが必要となります。

裏を返しますと、使用料単価と汚水処理原価の間に大きな差がなく、しかも支

出側の汚水処理原価が 150 円を下回っているのであれば、収入側の使用料単価は 150 円である必要はない、とうことになります。

すぐ近くに良い例がございますので、度々見ていただく資料が変わり申し訳ございませんが、再び資料No.4-1の公共下水道事業の資料29ページをご覧ください。

こちらは、一昨年、令和3年度における県内の市の汚水処理原価と使用料単価の状況をグラフで表示したものです。白い棒が汚水処理原価、青い棒が使用料単価を示しています。白い棒の方が長い市は、支出側の汚水処理原価が、収入側の使用料単価より高いため、実質的な赤字となっている状態です。

では、一番左の大垣市の隣に記載してある岐阜市をご覧ください。

ご覧の通り、岐阜市の使用料単価は 136.8 円と 150 円を下回っていますが、汚水処理原価が 127.5 円とそれ以上に低い水準であり、白い棒の方が短くなっていますので、少なくとも、令和3年度の岐阜市は、使用料単価を 150 円にすることなく、収支の均衡を図ることができている状態です。

なお、余談ではありますが、本市からすると、この汚水処理原価が 127.5 円というのは驚異的な低水準でございます。下水道事業は、下水管を延々と布設することなく多くの収益を得られる高層マンションなどが多い都市部ほど経済性が発揮できるとはいえ、この水準は、岐阜市職員の経営努力の賜物だと、私は個人的に思っております。大垣市の一員として身の引き締まる思いです。

お話を戻しまして、では、本市の汚水処理原価はというと、一番左の大垣市でございますが、令和3年度で 156.2 円でございます。随分高いな、と思われるかもしれませんが、令和3年度の県内市の平均は、赤のラインでございますが、181.7 円でございます。本市は、比較的安く汚水処理を行えている状況でございます。

また、33 ページをお願いしたいのですが、こちらは、三重県の津市や長野県の松本市など、大垣市の下水道と規模が近い全国の団体、これを類似団体と申しますが、こちらの平均は、同じく赤のラインでございますが、162.1 円となっております。まして、全国の基準から見ても比較的安い水準であり、これらをご覧くださいますと、大垣市は、比較的安く汚水処理を実施できていることがご理解いただけるかと思えます。

以上のことから、本市の汚水処理原価は、ちょうど国の定める適正な使用料単価である 150 円に近い金額となっており、目標とするにふさわしい水準であるため、これを目標としている、ということでございます。

なお、当然のことながら、汚水処理原価が相対的に良好な水準だからと言って、それで問題ないということはなく、汚水処理原価をもっともっと下げるために、先ほど下水道課長も申しておりました通り、これまでも、これからも、コスト縮減、経費節減の取り組みは継続して実施していく所存でございます。

長々のご説明いたしました、最後にもう一つだけ補足させていただいて、私のご説明を終えたいと思います。

それでは、誠に恐れ入りますが、今度は 22 ページをお願いいたします。

こちらの中ほど、※印の 2 つ目 3 行目に、こういった一文がございます。読み上げますと、「結果、計画終期、令和 11 年度の使用料単価は、税抜きで 144 円、経費回収率は 93%となっています」というものです。

令和 11 年度は基準外繰入金の解消を達成する年度ですので、本市は、使用料単価 150 円を達成することなく、収支の均衡を図れていることとなりますが、この理由につきましては、このページの下から 2 行目に記載されております通り、汚水処理原価、155.20 円と使用料単価、144.15 円の差額相当分、11.05 円を、売電収入などの使用料以外の収入で賄っているため、となっております。

売電収入の詳細につきましては、先ほど浄化センター所長がご説明いたしました通りでございますが、こちらにつきましては、国の定める再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、令和 19 年度までの 20 年間は 1kW あたり税込みで 42.9 円の単価から変動することなく、年間約 1 億円の収入を安定して得ることができる見込みでございます。

下水道使用料を 6%改定いたしますと、使用料収入は年間で約 1 億円増加いたしますので、本来なら、もう 1 回、それこそ使用料単価が 150 円になるまで使用料改定が必要であるところを、この売電収入約 1 億円があるお陰で、それを回避できている、という状況でございます。

以上が、公共下水道事業の 150 円の詳細でございます。よろしく願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。

会長 そのほかにございませんでしょうか。
熱心なご審議をいただきましたことに感謝いたします。

では、今後の進め方ですが、事務局で何かお考えはありますか。

事務局 はい。前回の審議会でご説明いたしましたように、次回3回目の審議会でご答申を頂きたいと考えております。

その後でございますが、審議会資料のうち、各事業の枝番号2番の資料、経営戦略の改定素案でございますが、こちらを9月の市議会に報告するとともに、その後のパブリック・コメントを経た最終的な改定案を、11月に開催を予定しております4回目の審議会でご答申をお示しした上で、12月の市議会に報告したいと考えております。

会長 事務局から、次回の審議会でご答申をお願いしたいということでございました。本日、委員の皆様からご意見を頂いたわけでございますが、それでは、次回3回目の審議会にて、市長へ答申書を提出していきたいと思っております。

本日の皆様のご意見などを踏まえまして、答申書を作成したいと考えておりますが、ここで、ある程度のまとめをさせていただきたいと思っております。

まず、今回の審議会を振り返りまして、私の印象としては、とくに皆様からの否定的な意見もございませんでしたが、私といたしましても、同様の考えを抱いております。

はじめに、各事業の経営戦略改定案でございますが、それぞれ置かれている状況は異なりますが、現在の各事業を取り巻く環境を踏まえ、人口等の将来推計や経営見直し、そして、それに対する経営健全化策が盛り込まれております。

その中で、水道事業以外の各事業は、使用料改定が必要であるとされておりますが、単に、経営改善を使用料改定のみで行うというのではなく、リスク分析に基づく現有施設の有効活用や延命化も視野に入れ建設改良計画の見直しをするなど、事業運営の徹底した効率化、経営健全化による支出抑制に取り組む姿勢も示されておりますので、経営の基本計画として、概ね適正なものであると思っております。

なお、使用料改定に関しては、改定回数や改定率は変更がなく、改定時期について、昨今の物価高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、当分の間延期することですが、これについても、皆様もやむを得ないと考えられておられるのではないかと感じております。

また、令和2年度以降、全事業が地方公営企業法の適用企業となりましたので、

これまで以上に、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るなど、事務の合理化、経費の削減を推進し、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少等に伴う料金収入の減少等といった、地方公営企業を待ち受ける難局に立ち向かっていただきたいと考えます。

以上、私なりに、まとめをさせていただきましたが、皆様ご同意いただけますでしょうか。

< 異議なし >

会長 ありがとうございます。

それでは、これから少し休憩を取りまして、答申書の案を作成し、皆様にお諮りさせていただきます。

時間でございますが、15分ほどお時間をいただきたいと思いますので、再開を14時55分とさせていただきます。

委員 資料なんですけど、数字の意味するものが非常に分かりにくい。

子育て日本一を目指すということで、大垣市全体の人口の所得の割合の、上下水道のお金が、はたして何パーセントくらいに費用負担がかかっているかとか、そういった資料があれば併せて出していただくと、全国的に大垣市は安いのか高いのか、それと所得に対して高いのか安いのか、この割合がですね、所得の高いところに対しては127円は安いでしょうし、所得に対して何パーセントくらいかかっているか、それを含めると水道料金を払うことができないような家庭が出てくる可能性があると思うんで。そうすると一般会計から歳入する可能性があるの

で。
そこら辺のデータをですね、非常に見やすく書いていただいているんですけども、数字の意味するところが非常に分かりにくい。

例えば、類似都市とかは書いていただいているので、岐阜市よりも大垣は下水が高いとか、我々素人ですので。安ければありがたい話でよくやってくれているなという、そういう比較ができると思うんですけども。

要は数字の意味するもの、奥にある意味するものを、大垣市の市長が目指すところとそこが一緒に並行的にですね、推進しとるのかとか、公営事業としてなされているかどうか、現実の確認とこれからどうなっていくか、やっぱり人口を増

やしていくためにはとか、所得を増やすためにはとか、将来ビジョンとして。だから現状のままでもいいし。

数字の意味するのを我々が分かるように、データがあれば結構ですけど。

少なくとも平均所得の何パーセントぐらいが水道料、下水道料として皆さんかかっているのか、127 円が妥当性があるのというところを資料があるとありがたい。

詳しく書いていただいているので、ご労苦はよくわかるんですけども、これは見たってあんまり意味するところが、我々素人ですのでわかりかねるので。

ただ、将来やばいなという感じは受けるんですけど、現状どうなのということも教えていただきたいのと、果たして皆さん、水道代に苦慮してみえるのか。

ちょっと分かればそのへんの資料を出していただければありがたい。

会長 そういう分かりやすい資料があればということですけど、事務局の方いかがですか。

事務局 すみません、今言われた資料については特に作っていない、ありませんので、次回までに。

委員 参考まででいいですので。果たして全国的にどれくらいの水準にあるのということくらいは、知っといたほうがよろしいんじゃないかと思ひまして。

会長 そのデータ、資料については次回までということで、よろしくお願ひします。それでは休憩時間はいいですか、このままで、55 分までで。55 分再開ということでお願ひします。

< 休憩、事務局と会長・副会長とで協議 >

< 答申書（案）配布 >

会長 それでは、再会いたします。
事務局より、答申書の案の読み上げをお願いします。

事務局 それでは、答申書の案を読ませていただきます。

答申書。このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

はじめに、水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る市民生活に直結した重要事業であるが、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

また、今回示された水道事業の経営戦略改定案でも、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、電気料金など物価の高騰に伴う経費増はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できるものとしている。

次に、簡易水道事業は、上石津地域における水道事業であるが、合併以後、一之瀬和田浄水場や牧田浄水場など老朽化した施設を集中的に改良・改善してきた結果、建設費に対する元利償還金の増加と、人口減少による使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが今後一層増加することが想定される。

簡易水道事業の経営戦略改定案では、こういった厳しい事業環境を踏まえ、引き続き施設設備の詳細な分析と選別による計画的な投資を実施することで事業運営の効率化を図る一方、なお不足する財源への対応として、数次の使用料改定が必要であるとしており、その一環として、令和2年4月には8.0%の使用料改定を実施したところである。

次に、公共下水道事業は、令和2年4月に6.0%の使用料改定を行ったが、いまだ適正な使用料水準には達しておらず、建設費に対する元利償還金を賄いきれていない状況である。

公共下水道事業の経営戦略改定案では、こういった事業環境を踏まえ、下水道ストックマネジメント計画に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を引き続き推進することで事業運営の効率化を図る一方、数次の使用料改定を実施することで、令和11年度までに一般会計からの赤字補てんを解消することとしている。

次に、上石津地域の特定環境保全公共下水道事業等（以下、上石津下水道事業と称する。）は、令和2年4月に3.0%の使用料改定を行ったが、依然として使用料によって維持管理費が賄えていない状況のなか、今後、人口減少による使用料収入の減少は進み、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが想定される。

上石津下水道事業の経営戦略改定案では、こういった厳しい事業環境を踏まえ、下水道ストックマネジメント計画等に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を引き

続き推進することで事業運営の効率化を図る一方、なお不足する財源への対応として、数次の使用料改定が必要であるとしている。

なお、水道事業以外の各事業について、現行の経営戦略においては、令和2年4月を1回目として、令和5年4月に2回目、令和8年4月に3回目の使用料改定を実施することとしていたが、経営戦略改定案においては、昨今の原油価格などの物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、当該使用料改定に関しては、当分の間延期することとしている。

ただし、経営戦略の計画期間内に、各事業が経営の基本方針に掲げる目標を達成するためには、令和11年度までに予定している使用料改定を実施することが必要であり、当初の予定通り2回に分けて実施するとした場合、最大限延期したとしても、令和8年4月に2回目、令和11年4月に3回目の使用料改定を実施することとなるため、その時点での社会・経済情勢次第ではあるが、ひとまず、経営戦略改定案においては、この旨を反映している。

以上が、今回示された経営戦略改定案の概要であるが、上・下水道事業は、市民生活や経済活動の根幹を支えるもので、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業であり、持続可能で安定した経営がなされなければならない。

また、受益者の負担で運営されるべき事業の性質から、一般会計からの赤字補てん脱却を目指した経営が必要である。

しかしながら、令和4年度は水道基本料金免除事業や子育て世帯生活支援特別給付金支給事業を、また、令和5年度は子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業や学校給食物価高騰対策負担軽減事業、民間保育所等物価高騰対策支援事業などを実施することにより、市として、昨今の物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減に努めている現在の状況下にあって、当該改定を最大限延期するという今回の判断は、十分に理解できやむを得ないものとする。

以上の観点から、各事業の経営戦略改定案における人口等の将来推計や経営見通しの内容は適正であり、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持に資する経営の基本計画として、妥当であると判断した。

なお、今後予定している2回目以降の改定にあたっては、今回同様、その時点での人口、世帯数、普及状況、経営状況のみならず、社会・経済情勢も十分考慮のうえ総合的に勘案し、慎重に検討したうえで決定されたい。

令和2年度以降、本市の上下水道事業は全て地方公営企業法適用企業であるが、

今後とも、法適用企業であるメリットを最大限生かし、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るとともに、事務の合理化、経費の削減を推進し、健全な事業運営、市民サービスの向上に努め、以って、市民満足度の更なる向上に繋がることを、審議会の総意として強く切望する。

以上になります。

会長 ありがとうございます。ただ今、事務局より読み上げていただきましたが、この答申書案でいきたいと思いますが、ご意見など何かございますでしょうか。

会長 それでは、この内容で答申書を作成させていただきますが、よろしいでしょうか。

< 異議なし >

会長 この内容を審議会の総意とし、答申書を作成いたします。
それでは、次回の日程につきまして、事務局からご説明願います。

事務局 はい、次回の審議会の日程でございますが、誠に勝手ながら、8月4日の金曜日、午後1時30分から、第1回の審議会を開催いたしました4階の情報会議室でお願いしたいと存じます。後ほど書面にてご案内もさせていただきますので、よろしくお願いたします。

会長 では、皆様ご都合がおありのことと存じますが、今回は、8月4日の金曜日、午後1時30分から、4階の情報会議室で開催したいと思います。
その際には、皆様に答申書を最終的にご確認いただいた後、市長へ提出したいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。
本日は、これで閉会といたします。

事務局 谷江会長、委員の皆様、本日は、長時間にわたりご審議いただき、お疲れ様でございました。

 なお、本日、配布させていただきました答申書の案につきましては、次回の審議会において市長へご提出いただくことによって、広く公表されることとなりま

すが、それまでの間は、誠に恐れ入りますが、取り扱いにご注意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年度、第2回の公営企業等審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(午後3時05分終了)